

広島市危険物安全協会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、広島市危険物安全協会といい、事務局を広島市消防局に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、危険物の適正なる管理により、危険物に起因する災害の予防につとめ、もって事業の発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 危険物に対する関係法令の周知徹底
- (2) 危険物の取扱いと管理に関する研修
- (3) 危険物に関する調査研究並びに資料の収集
- (4) 災害予防について功績のあった団体及び個人の表彰
- (5) その他目的を達成するために必要と認める事項

第3章 組 織

第4条 本会の会員は、広島市及びその周辺で事業を営むもので次のとおりとする。

- (1) 正会員 危険物施設（少量危険物施設を含む。）を所有し、管理し又は占有する個人又は法人その他の団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は法人その他の団体

第5条 本会の会員は、第15条に定める会費を納入しなければならない。

第6条 本会に次の役員を置く。

1 役 員

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理 事 40名以内
- (4) 監 事 3名

2 委員会

- (1) 総務委員会
委員長、副委員長 各1名
委 員 若干名
- (2) 調査研究委員会
委員長、副委員長 各1名
委 員 若干名
- (3) 広報委員会
委員長、副委員長 各1名
委 員 若干名

第7条 会長及び副会長は、役員会の推薦により選出する。

- 2 監事は、役員会の推薦により選出する。
- 3 理事は、総会において、地域別又は業種別により選出する。
- 4 委員長は、会長が副会長に委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長が会長の承認を得て理事より委嘱する。
- 6 委員は、理事及び会員より委員長が委嘱する。

第8条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の指名する順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、役員会において議事を議決し、会務を推進処理する。
- 4 監事は、会務及び会計事務を監査する。
- 5 委員会は、委員長が統轄し、次の事務を処理する。

(1) 総務委員会

- ア 総会の運営に関すること。
- イ 規約の改正に関すること。
- ウ 講習会に関すること。
- エ 表彰に関すること。
- オ 庶務関係に関すること。
- カ 渉外に関すること。
- キ 他の委員会に属しないこと。

(2) 調査研究委員会

- ア 危険物火災地の視察に関すること。
- イ 他都市の視察に関すること。
- ウ 研究会開催に関すること。
- エ 実験研究に関すること。
- オ その他調査、研究に関すること。

(3) 広報委員会

- ア 広報誌の発行に関すること。
- イ 火災予防運動行事に関すること。
- ウ 危険物火災防止の啓蒙宣伝に関すること。
- エ その他広報に関すること。

第9条 役員及び委員は名誉職とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、第7条の規約に基づき補充するものとする。ただし、会長が補充の必要がないと認めたときは、この限りではない。
補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合でも後任者が就任するまでは、引続きその職務を行うものとする。

第10条 本会に顧問及び相談役並びに参加を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役並びに参加は、役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役並びに参加は、会長の諮問に応じ、また会議に出席して意見を述べることができる。

第 11 条 本会に事務局を設け、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 書記 若干名

2 職員は、会長がこれを委嘱する。

3 職員は、会長の定めるところに従い会務に従事する。

第 4 章 会 議

第 12 条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを招集する。

(1) 通常総会 毎年 1 回開催し、次の事項を附議する。

ア 役員会又は会員の提出した議案

イ 予算及び決算の審議

(2) 臨時総会 役員会において必要と認めたとき、又は、会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき。

(3) 役員会 役員会は会長が必要と認めたとき、又は、理事の 3 分の 1 以上の要求があったときこれを招集する。

役員会においては、次の事項を附議する。

ア 規約の変更

イ 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

ウ 毎事業年度の予算

エ 毎事業年度の事業報告及び収支決算

オ その他必要と認めた事項

第 13 条 会議の議長は会長をもってこれに当てる。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは会長がこれを裁決する。

3 会員は他の会員の代理人としてその議決権を行使し、又は、その権限を委任することができる。

第 5 章 会 計

第 14 条 本会の会費は、会費及び寄附金、その他により得た収入をもってこれにあて
る。

第 15 条 本会の会費の額及びその賦課徴収方法は、役員会の議決を得て会長が定める。

2 会費の納入は、その年度の 6 月末日までとする。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 17 条 決算は、その年度終了後、事業報告及び財産目録とともに、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の監査を終わったときは意見書をつけて、会長に送付しなければならない。

第 6 章 簿 冊

第 18 条 本会には次の簿冊を備えておく。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 寄附者名簿
- (4) 金銭出納簿
- (5) 支出稟議書
- (6) 証憑書類簿
- (7) 会議録
- (8) その他必要な書類綴

附 則

この規約は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

2 平成 19 年 3 月 31 日に旧海田地区防火協会又は旧山県西部消防組合危険物安全協会の会員であった者が、平成 19 年 5 月 14 日までに本会に加入した場合は、平成 19 年 4 月 1 日に本会に入会したものとみなす。